

新旧対照表

- 平成 9 年 11 月 4 日付け基発 1104 第 695 号・女発 1104 第 36 号「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等のための労働省関係法律の整備に関する法律の一部施行（第 2 次施行分）について」

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等のための労働省関係法律の整備に関する法律（平成 9 年法律第 92 号。以下「整備法」という。）については、本年 6 月 18 日付け労働省発婦第 16 号により、労働事務次官より貴職あて通達され、また、整備法の本年 10 月 1 日施行分（第 1 次施行分）に関して、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等のための労働省関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理等に関する政令（平成 9 年政令第 293 号）」、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等のための労働省関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（平成 9 年労働省令第 31 号。以下「整備省令」という。）」（第 1 次施行分）等が本年 9 月 25 日に公布又は告示され、これらの主たる内容及び取扱いについて、同日付け政調発第 169 号・労発第 214 号・基発第 648 号・婦発第 274 号・職発第 699 号・能発第 240 号により通達したところである。 さらに、同日、整備法の平成 10 年 4 月 1 日施行分（第 2 次施行分）に関しても、上記の整備省令（第 2 次施行分）が公布されるとともに、「妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針（平成 9 年労働省告示第 105 号。以下「指針」という。）」	雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等のための労働省関係法律の整備に関する法律（平成 9 年法律第 92 号。以下「整備法」という。）については、本年 6 月 18 日付け労働省発婦第 16 号により、労働事務次官より貴職あて通達され、また、整備法の本年 10 月 1 日施行分（第 1 次施行分）に関して、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等のための労働省関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理等に関する政令（平成 9 年政令第 293 号）」、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等のための労働省関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（平成 9 年労働省令第 31 号。以下「整備省令」という。）」（第 1 次施行分）等が本年 9 月 25 日に公布又は告示され、これらの主たる内容及び取扱いについて、同日付け政調発第 169 号・労発第 214 号・基発第 648 号・婦発第 274 号・職発第 699 号・能発第 240 号により通達したところである。 さらに、同日、整備法の平成 10 年 4 月 1 日施行分（第 2 次施行分）に関しても、上記の整備省令（第 2 次施行分）が公布されるとともに、「妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針（平成 9 年労働省告示第 105 号。以下「指針」という。）」

が告示されたところである。これら整備省令（第2次施行分）及び指針は、整備法の第2次施行分とともに平成10年4月1日から施行又は適用されることとなっている。これらの主たる内容及び取扱いとは下記のとおりでありますので、その円滑な実施を図るよう配慮されたい。

記

第1 妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置（法第17条及び第18条関係）

1 保健指導又は健康診査を受けるための時間の確保（法第17条関係）

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号。以下「法」という。）第17条は、妊産婦に対する保健指導・健康診査について、母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条及び第13条により、市町村が妊産婦に対して保健指導・健康診査を自ら行い、又は妊産婦が受けることを勧奨しなければならないものとされているにもかかわらず、女性労働者の場合には受診の時間を確保することが困難な場合があることから、必要な時間の確保を事業主に義務付けることとしたものであること。

(1) 保健指導又は健康診査の定義について

イ 法第17条における「母子保健法の規定による保健指導又は健康診査」は、母子保健法を受けて定められている厚生省児童家庭局長通知（平成8年11月20日付け児発第934号）

が告示されたところである（別紙1参照）。これら整備省令（第2次施行分）及び指針は、整備法の第2次施行分とともに平成10年4月1日から施行又は適用されることとなっている。これらの主たる内容及び取扱いとは下記のとおりでありますので、その円滑な実施を図るよう配慮されたい。

記

第1 妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置（法第12条及び第13条関係）

1 保健指導又は健康診査を受けるための時間の確保（法第12条関係）

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女性労働者の福祉の増進に関する法律（昭和47年法律第113号。以下「法」という。）第12条は、妊産婦に対する保健指導・健康診査について、母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条及び第13条により、市町村が妊産婦に対して保健指導・健康診査を自ら行い、又は妊産婦が受けることを勧奨しなければならないものとされているにもかかわらず、女性労働者の場合には受診の時間を確保することが困難な場合があることから、必要な時間の確保を事業主に義務付けることとしたものであること。

(1) 保健指導又は健康診査の定義について

イ 法第12条における「母子保健法の規定による保健指導又は健康診査」は、母子保健法を受けて定められている厚生省児童家庭局長通知（平成8年11月20日付け児発第934号）

「母性、乳幼児の健康診査及び保健指導に関する実施要領」による妊産婦に対する保健指導と健康診査の関係及び回数が、医師又は助産師（以下「医師等」という。）による産科に関する健康診査とその健康診査に基づく保健指導として一対のものと解されていることに従い、一対の「健康診査及び保健指導」と解するものであること。

ロ・ハ （略）

(2) 確保すべき必要な時間の具体的内容について

イ 法第 17 条の「保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間」とは、健康診査の受診時間、保健指導を受けている時間、医療機関又は助産所等（以下「医療機関等」という。）における待ち時間及び医療機関等への往復時間を合わせた時間であること。

ロ （略）

ハ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律施行規則（昭和 61 年労働省令第 2 号。以下「則」という。）第 2 条の 5は、「保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間」に関し、事業主が確保すべき具体的内容として、妊娠週数の区分に応じた保健指導及び健康診査の回数等について規定したものであること。

（イ） 則第 2 条の 5 第 1 号は、女性労働者が妊娠中である場合について定めたものであり、同号本文は、(1)イの一対の「健康診査及び保健指導」について、正常な経過の妊娠における最低限の回数を、次のとおり定めた

「母性、乳幼児の健康診査及び保健指導に関する実施要領」による妊産婦に対する保健指導と健康診査の関係及び回数が、医師又は助産師（以下「医師等」という。）による産科に関する健康診査とその健康診査に基づく保健指導として一対のものと解されていることに従い、一対の「健康診査及び保健指導」と解するものであること。

ロ・ハ （略）

(2) 確保すべき必要な時間の具体的内容について

イ 法第 12 条の「保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間」とは、健康診査の受診時間、保健指導を受けている時間、医療機関又は助産所等（以下「医療機関等」という。）における待ち時間及び医療機関等への往復時間を合わせた時間であること。

ロ （略）

ハ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女性労働者の福祉の増進に関する法律施行規則（昭和 61 年労働省令第 2 号。以下「則」という。）第 2 条の 4は、「保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間」に関し、事業主が確保すべき具体的内容として、妊娠週数の区分に応じた保健指導及び健康診査の回数等について規定したものであること。

（イ） 則第 2 条の 4 第 1 号は、女性労働者が妊娠中である場合について定めたものであり、同号本文は、(1)イの一対の「健康診査及び保健指導」について、正常な経過の妊娠における最低限の回数を、次のとおり定めた

ものであること。

妊娠 23 週までは、4 週間に 1 回

妊娠 24 週から 35 週までは、2 週間に 1 回

妊娠 36 週から出産までは、1 週間に 1 回

また、同号ただし書は、医師等がこれと異なる指示をしたときは、その指示するところにより、必要な時間を確保することができるようにするものであること。

この場合の「妊娠中」とは、医師等により妊娠が確認されたときから出産までとするものであること。したがって、通院のために必要な時間の申請は、原則として医師等により妊娠が確定された後となるため、妊娠しているかどうかを診断する初回の通院は同号の対象とはならないこと。

なお、回数の数え方は以下のとおりであること。

a (略)

b 「期間」は、暦日計算によること。「期間以内」とは、1 の健康診査及び保健指導を受けた日の翌日から数えて、表中に示す週の起算曜日に応当する日の前日までのことであること。したがって、例えば、「4 週」の場合は 1 の受診日が木曜日である場合、その翌日である金曜日から数えて 4 週目に当たる週の木曜日までの期間をいうこと（下図参照）。

ものであること。

妊娠 23 週までは、4 週間に 1 回

妊娠 24 週から 35 週までは、2 週間に 1 回

妊娠 36 週から出産までは、1 週間に 1 回

また、同号ただし書は、医師等がこれと異なる指示をしたときは、その指示するところにより、必要な時間を確保することができるようにするものであること。

この場合の「妊娠中」とは、医師等により妊娠が確認されたときから出産までとするものであること。したがって、通院のために必要な時間の申請は、原則として医師等により妊娠が確定された後となるため、妊娠しているかどうかを診断する初回の通院は同号の対象とはならないこと。

なお、回数の数え方は以下のとおりであること。

a (略)

b 「期間」は、暦日計算によること。「期間以内」とは、1 の健康診査及び保健指導を受けた日の翌日から数えて、表中に示す週の起算曜日に応当する日の前日までのことであること。したがって、例えば、「4 週」の場合は 1 の受診日が木曜日である場合、その翌日である金曜日から数えて 4 週目に当たる週の木曜日までの期間をいうこと（下図参照）。

ただし、実際には、医師等が指示する次の受診日が、4週目に当たる日の後になることもあるので、その場合は、医師等の指示を受けて女性労働者が申し出た日とすること。

(図略)

なお、1の通院日から次の通院日までの期間が、妊娠週数の次の区分にまたがる場合については、則第2条の5第1号の表中の「期間」は、1の受診日の属する週数区分を基準にした場合（受診日基準期間）と、次の週数区分に対応する期間の初日を基準にした場合（初日基準期間）とを比較して、短い日までの期間を原則とすること（下図参照）。

なお、医師によっては、受診した日の週数区分の期間を基準として、次の受診日を指示する場合があるが、この場合には、医師等の指示するところによること。例えば、妊娠23週及び妊娠35週の時期は、4週後の27週目及び2週後の37週目を指示することもあるので、医師等が指示した日に必要な時間を確保することとすること。

(図略)

ただし、実際には、医師等が指示する次の受診日が、4週目に当たる日の後になることもあるので、その場合は、医師等の指示を受けて女性労働者が申し出た日とすること。

(図略)

なお、1の通院日から次の通院日までの期間が、妊娠週数の次の区分にまたがる場合については、則第2条の4第1号の表中の「期間」は、1の受診日の属する週数区分を基準にした場合（受診日基準期間）と、次の週数区分に対応する期間の初日を基準にした場合（初日基準期間）とを比較して、短い日までの期間を原則とすること（下図参照）。

なお、医師によっては、受診した日の週数区分の期間を基準として、次の受診日を指示する場合があるが、この場合には、医師等の指示するところによること。例えば、妊娠23週及び妊娠35週の時期は、4週後の27週目及び2週後の37週目を指示することもあるので、医師等が指示した日に必要な時間を確保することとすること。

(図略)

c (略)

d 則第2条の5第1号ただし書の「医師又は助産師がこれと異なる指示をしたとき」とは、妊娠中の異常が発生するおそれがある場合又は症状等に対応して、医師等が上記（イ）の最低限の回数を超える回数の指示を行い、女性労働者が申し出たときは、その指示により、健康診査及び保健指導を受診するための必要な時間を確保することができるようにするものであること。

(ロ) 則第2条の5第2号は、産後（出産後1年以内）について、医師等が保健指導又は健康診査を受けることを指示したときは、その指示するところにより、必要な時間を確保しなければならないことを規定したものであること。

なお、前述の厚生省児童家庭局長通知「母性、乳幼児の健康診査及び保健指導に関する実施要領」において、産褥の後期は、4週前後に1回（産褥期の終わる6～8週までは注意を要する）健康診査及び保健指導を受けることとされているが、この期間は、女性労働者の場合、産後休業期間中に当たる。したがって、同号は、産後休業終了後においても、産後の回復不全等の症状等により、例外的に対応する必要がある場合について定めたものであること。

(3) 必要な時間の確保の方法について

c (略)

d 則第2条の4第1号ただし書の「医師又は助産師がこれと異なる指示をしたとき」とは、妊娠中の異常が発生するおそれがある場合又は症状等に対応して、医師等が上記（イ）の最低限の回数を超える回数の指示を行い、女性労働者が申し出たときは、その指示により、健康診査及び保健指導を受診するための必要な時間を確保することができるようにするものであること。

(ロ) 則第2条の4第2号は、産後（出産後1年以内）について、医師等が保健指導又は健康診査を受けることを指示したときは、その指示するところにより、必要な時間を確保しなければならないことを規定したものであること。

なお、前述の厚生省児童家庭局長通知「母性、乳幼児の健康診査及び保健指導に関する実施要領」において、産褥の後期は、4週前後に1回（産褥期の終わる6～8週までは注意を要する）健康診査及び保健指導を受けることとされているが、この期間は、女性労働者の場合、産後休業期間中に当たる。したがって、同号は、産後休業終了後においても、産後の回復不全等の症状等により、例外的に対応する必要がある場合について定めたものであること。

(3) 必要な時間の確保の方法について

イ・ロ (略)

ハ 通院休暇の申請手続

(イ) 申請に必要な事項

女性労働者が事業主に対して通院休暇を申請するに当たっては、通院の月日、必要な時間、医療機関等の名称及び所在地、妊娠週数等を書面で申請することが望ましいこと。

なお、その場合の申請様式としては、別紙が参考として考えられること。

(ロ)・(ハ) (略)

2 指導事項を守ることができるようにするための措置(法第18条関係)

法第18条は、妊娠中及び出産後の女性労働者が法第17条の保健指導又は健康診査を受け、医師等から母体又は胎児の健康保持等について指導を受けた場合は、当該女性労働者がその指導事項を守ることができるようにするために、勤務時間の変更や勤務の軽減等の措置を講ずることを事業主に義務付けるとともに、その適切かつ有効な実施を図ることができるよう、事業主が講ずべき具体的措置に関して、厚生労働大臣が指針を定めることとしたものであること。

(1) (略)

(2) 事業主が講ずべき措置に関する指針について

指針2(1)の通勤緩和及び指針2(2)の休憩に関する措置については、正常な経過の妊娠中の女性労働者も含め対象としてい

イ・ロ (略)

ハ 通院休暇の申請手続

(イ) 申請に必要な事項

女性労働者が事業主に対して通院休暇を申請するに当たっては、通院の月日、必要な時間、医療機関等の名称及び所在地、妊娠週数等を書面で申請することが望ましいこと。

なお、その場合の申請様式としては、別紙2が参考として考えられること。

(ロ)・(ハ) (略)

2 指導事項を守ることができるようにするための措置(法第13条関係)

法第13条は、妊娠中及び出産後の女性労働者が法第12条の保健指導又は健康診査を受け、医師等から母体又は胎児の健康保持等について指導を受けた場合は、当該女性労働者がその指導事項を守ることができるようにするために、勤務時間の変更や勤務の軽減等の措置を講ずることを事業主に義務付けるとともに、その適切かつ有効な実施を図ることができるよう、事業主が講ずべき具体的措置に関して、厚生労働大臣が指針を定めることとしたものであること。

(1) (略)

(2) 事業主が講ずべき措置に関する指針について

指針2(1)の通勤緩和及び指針2(2)の休憩に関する措置については、正常な経過の妊娠中の女性労働者も含め対象としてい

るのに対し、指針2(3)の症状等に対応する措置は、妊娠中及び出産後の経過に異常又はそのおそれがある場合を想定したものであること。

イ 妊娠中の通勤緩和

指針の2(1)は、交通機関の混雑による苦痛がつわりの悪化や流・早産等につながるおそれがあるとして、医師等から通勤緩和の指導を受けた旨妊娠中の女性労働者から申出があった場合には、事業主は、当該女性労働者がラッシュアワーの混雑を避けて通勤することができるよう、必要な通勤緩和の措置を講じなければならないことを明らかにしたものであること。

(イ) (略)

(ロ) 措置の具体的内容

「時差出勤、勤務時間の短縮等」は、通勤緩和の措置の具体的な内容として例示したものであり、「等」には、交通手段や通勤経路の変更が含まれること。

また、措置の具体的内容については、企業内の産業医等産業保健スタッフや男女雇用機会均等推進者（法第19条において定めるものをいう。以下同じ。）の助言に基づき女性労働者と話し合って定めることが望ましいこと。その場合、通勤緩和に関する具体的な措置内容の判断に当たっては、通勤時の交通事情は労働者の居住地、会社の始業時刻等により、様々に異なるので、妊娠中の女性労働者の健康状態や通勤事情を勘案して、決定することが望ましいこと。標準的な内容

るのに対し、指針2(3)の症状等に対応する措置は、妊娠中及び出産後の経過に異常又はそのおそれがある場合を想定したものであること。

イ 妊娠中の通勤緩和

指針の2(1)は、交通機関の混雑による苦痛がつわりの悪化や流・早産等につながるおそれがあるとして、医師等から通勤緩和の指導を受けた旨妊娠中の女性労働者から申出があった場合には、事業主は、当該女性労働者がラッシュアワーの混雑を避けて通勤することができるよう、必要な通勤緩和の措置を講じなければならないことを明らかにしたものであること。

(イ) (略)

(ロ) 措置の具体的内容

「時差出勤、勤務時間の短縮等」は、通勤緩和の措置の具体的な内容として例示したものであり、「等」には、交通手段や通勤経路の変更が含まれること。

また、措置の具体的内容については、企業内の産業医等産業保健スタッフや男女雇用機会均等推進者（法第13条の2において定めるものをいう。以下同じ。）の助言に基づき女性労働者と話し合って定めることが望ましいこと。その場合、通勤緩和に関する具体的な措置内容の判断に当たっては、通勤時の交通事情は労働者の居住地、会社の始業時刻等により、様々に異なるので、妊娠中の女性労働者の健康状態や通勤事情を勘案して、決定することが望ましいこと。標準的な

としては、次の措置が考えられること。 a・b (略) (ハ) (略) ロ～ホ (略) 3 適用除外（<u>法第38条</u>関係） 法第17条及び第18条の規定は、一般職の国家公務員（国営企業に勤務する者を除く。）、裁判所職員、国会職員及び<u>防衛省</u>職員に関して適用しないものとしたこと。 なお、地方公務員については、適用することとなること。 第2 (略)	内容としては、次の措置が考えられること。 a・b (略) (ハ) (略) ロ～ホ (略) 3 適用除外（<u>法第32条</u>関係） 法第12条及び第13条の規定は、一般職の国家公務員（国営企業に勤務する者を除く。）、裁判所職員、国会職員及び<u>防衛庁</u>職員に関して適用しないものとしたこと。 なお、地方公務員については、適用することとなること。 第2 (略)
---	---